

いつもお世話になります。

私は、「旬の食材を食べる」ことを毎年楽しみにしています。メリットは、栄養価が高く美味しい・値段が安いことがあります。また、年を重ねるにつれて、私は毎年この時期を迎えられていることの感謝もできました。

今月もよろしく願いいたします。



私たちが感銘を受けた

先人の言葉

夢を語ろう  
夢を実現するために

ブルース・スプリングスティーン（ミュージシャン）

何も咲かない寒い日は、  
下へ下へと根を伸ばせ。  
やがて大きな花が咲く。

作者不詳（マラソンランナー高橋尚子の座右の銘として有名）

元気手帳3より



## 今月のいろいろ「掲示板」

### 【市民大会】

所長の青木が、瑞穂市野球市民大会に参加しました。

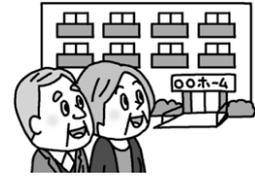
少年野球のお父さんチームでの参加でした。相手は瑞穂本巣野球連盟のA級リーグの選手が半分占めるチームで、結果は……

夜の慰労会を含め懇親を深めることができました。



# 知っところ！「税務のマメ知識」

## 同居老親等と老人ホーム



今年も年末調整の季節が近づいてきました。納税者に控除対象扶養親族がいる場合、一定額の所得控除が受けられます。そのひとつが、いわゆる老人扶養控除です。

老人扶養控除とは、控除対象扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が70歳以上の人（老人扶養親族）がいる場合に、48万円の所得控除が受けられるものです。さらに、老人扶養親族が、①納税者又はその配偶者の直系尊属（父母・祖父母など）で、かつ②納税者又はその配偶者のいずれかと“同居を常況としている”場合には「同居老親等」に該当し、10万円を加算した58万円の所得控除を受けることができます。

この「同居老親等」について年末調整で誤りやすいのが「同居」の判定です。

例えば、納税者等と同居を常況としている老親等が、病気などの治療のために入院しており、一時的に別居しているケース。入院期間が長期になる場合、“同居を常況としている”といえるのか迷うところですが、その期間が結果として1年以上といった長期になったとしても「同居老親等」と取り扱ってよいということです。

一方、取扱いが異なるため留意したいのが、老人ホーム等に入所しているケース。この場合、老人ホーム等が居所となり、納税者等と同居しているとはいえないため「同居老親等」には該当しません。

なお、病気やケガなどのリハビリのために老人介護施設に入寮する場合は「同居老親等」に該当するということです。

引用；週刊税務通信 3579号

## 事務所あれこれ日記

先月、約4年間お世話になった(株)TKCのSCGの川端さんが担当変更になりました。担当していただいている4年間は、システム変更等々TKCシステムを教えてもらうことが事務所として多かったのが大変お世話になりました。新担当者として、宮下さんとなります。よろしくお祈りします。



AOKI LICENSED TAX  
ACCOUNTANT OFFICE

## 青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話:058-260-4310

FAX:058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com

